横浜市における各福祉保健センターは、社会福祉法に基づく「福祉に関する事務所」と、地域保健法に基づく「保健所支所」の機能を区域で一元化し、市民にとって「わかりやすく」、「利用しやすい」サービス提供の仕組みの確立に向け、福祉サービス及び保健サービスの提供等を一体的に展開するために市内18行政区に設置された組織です。

本紙は、令和５年度の戸塚福祉保健センター各課（福祉保健課、生活衛生課、高齢・障害支援課、こども家庭支援課、生活支援課、保険年金課）が実施した事業の実績や統計などをまとめたものです。

保健所の支所

地域保健法第12条の

規定に基づく保健所の

支所としての事務

地域における福祉サービス及び保健サービスの提供等を一体的に展開するため、その他市長が必要と認める事務

福祉事務所

社会福祉法第14条第6項に定める事務

福祉保健センターの

目指す方向性

「市民生活のセーフティネットに軸足を置いた『企画・管理・調整型』の福祉保健センター」

１　福祉保健センターの機能の特徴

（１） 福祉保健サービスの総合提供機能

福祉と保健に関する相談やニーズに対応し、サービス決定や提供に関して総合的に対応します。

（２） 専門的なサービス提供機能

ライフステージに応じて専門的な相談からサービス提供までを行い、多様化・複雑化している課題に的

確に対応します。

（３） 連携・調整機能

関係局や方面別の関係機関（障害者更生相談所、児童相談所など）、身近な地域の関係機関（地域ケア

プラザ、社会福祉協議会、医師会など）等と連携・調整し、市民に総合的なサービス提供を行います。

（４） 企画立案機能

局の施策を執行する中で、「現場の視点、生活の視点」を活かして局の施策へ提言するとともに、区の

課題にあわせて自主企画事業を展開します。

（５） 地域支援機能

生活保護、医療保険、健康危機管理など市民の生活のセーフティネット支援から介護、健康、生活支援

の公的サービスだけでなく、地域住民による主体的な福祉保健活動などの地域支援まで含め総合的に幅

広く対応します。

（６） 健康危機管理機能

福祉保健センターは局の保健所の支所として位置づけられ、健康危機発生時において局と区が連携し

て市民の安全確保のために機動的に対応するための組織となっています。

２　福祉保健センターで実施する事務

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 課 | 係 | 役割 | 主な業務 |
| 福祉保健課 | 運営企画係 | センター全体の適切な予算編成と事業の執行を支援するとともに、各課が把握している情報を生かし、総合的な福祉保健施策の企画立案を行います。また、地域福祉保健の推進を目指す市民、各種団体などの支援と、区総務部との連携による地域支援機能の強化を図ります。  　そのほか、食中毒や感染症、原因不明の有症状事例などの健康危機発生時には、必要に応じて生活衛生課と連携を図り、その原因を究明し、拡大・再発防止などの対策を講じます。 | センターの運営管理、民生委員･児童委員関連事務、市長同意事務など |
| 事業企画担当 | とつかハートプラン（戸塚区地域福祉保健計画）の推進、地域ケアプラザ・戸塚区福祉保健活動拠点の運営支援など |
| 健康づくり係 | 予防接種、各種検診、感染症対策、健康相談、栄養改善、歯科保健など |
| 生活衛生課 | 食品衛生係 | 安全で衛生的な区民生活を確保するために、食品・環境衛生関係営業施設、薬事関係施設等の営業許認可及び監視指導、生活衛生に関する相談、啓発事業を行い、食中毒・感染症等の健康被害の防止を図ります。 　また、食中毒やノロウイルス、レジオネラ属菌等による感染症等の発生時には、福祉保健課と連携し原因究明や拡大・再発防止のための調査・指導を行います。 | 食品関係施設の許認可・監視指導、食中毒・有症苦情調査、収去・検査、違反調査、食中毒予防啓発事業、薬局・施術所の許認可、医療系免許申請関係業務など |
| 環境衛生係 | 環境営業施設の許認可・監視指導、受水槽・建築物の衛生指導、レジオネラ症・蚊媒介感染症等の予防啓発・発生時対応、住まいの衛生害虫等の相談対応、ペットの適正飼育啓発など |
| 高齢・障害支援課 | 高齢・障害係 | 介護保険制度の円滑な運営に努めるとともに、高齢者が住み慣れた地域で生活を続けられるよう、地域包括支援センターと連携し、健康づくり・介護予防をはじめ、介護保険外サービスの提供、地域の支えあい活動などとの調整を行い、高齢者などの状況に見合った在宅生活を支援することで、地域包括ケアシステムの構築を進めます。  　また、身体障害者、知的障害者、精神障害者、難病患者などの地域生活を重視し、重度化、高齢化に対応した自立支援、社会参加の促進を図るとともに、障害者地域活動ホームや生活支援センターなどの地域施設や団体の活動支援を行います。 | 敬老特別乗車証・福祉特別乗車券、指定難病などの申請、福祉保健に関する面接相談など |
| 高齢者 支援担当 | 介護保険外の高齢者福祉保健サービス、認知症・介護予防・高齢者虐待・権利擁護（成年後見等）に関する相談・支援 |
| 地域包括ケア推進担当 | 地域包括ケアシステム構築の推進  在宅医療・介護の連携、生活支援・介護予防サービスの充実・強化など |
| 介護保険担当 | 要介護認定、介護保険サービスに対する苦情、そのほか介護保険制度 |
| 障害者 支援担当 | 身体障害・知的障害（18歳以上）、指定難病（申請関係除く）、精神保健福祉関連業務 |
| こども家庭支援課 | こども家庭係 | こども家庭支援課は、子育て世代包括支援センターと子ども家庭総合支援拠点の二つの機能を兼ねています。  乳幼児健康診査や相談、各種事業の実施をはじめ、障害児を含めた児童へのサービス提供を行うとともに、妊娠期から子育て、保育、児童虐待、女性への暴力など家庭を取り巻く様々な課題に対応します。 　また、児童相談所とともに、こどもと家族への支援体制の中核的行政機関としての役割を担います。 | 母子･寡婦福祉、身体・知的障害(18歳未満)関連業務、女性福祉、児童福祉、母子健康手帳交付、母子保健、乳幼児健康診査、子育て支援推進、保育所入所、保育施設の運営指導、放課後児童育成事業、地域と学校との連携など |
| こども家庭 支援担当 |
| こどもの権利擁護担当 |
| 生活支援課 | 事務係 | 生活困窮者自立支援制度および生活保護制度に基づき、就労や家計に関わる相談支援、最低限度の生活保障と自立支援など、生活に困っている方々へのセーフティネットの役割を担います。 | 戦没者等の遺族に対する特別弔慰金など |
| 生活支援係 | 生活困窮者自立支援および生活保護に関わる相談・決定・実施 |
| 保険年金課 | 国民年金係 | 国民年金制度などの公平、公正な運用を図るため、資格管理や給付制度の一部事務を行います。  国民健康保険・介護保険・後期高齢者医療制度などの公平、公正な運用を図るため、資格管理、保険料の賦課・収納、保険給付などの事務を行います。 | 国民年金加入、保険料の免除など |
| 保険係 | 国民健康保険･介護保険・後期高齢者医療制度の資格、保険料の賦課、収納、給付、小児医療費助成など |
| 給付担当 |
| 収納担当 |

**【参考】**

・区の機能強化について

<https://www.city.yokohama.lg.jp/city-info/yokohamashi/ku-shokai/func.html>

・横浜市保健所及び福祉保健センター条例

<https://cgi.city.yokohama.lg.jp/somu/reiki/reiki_honbun/g202RG00001244.html>